

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和四年十一月二十二日

指令川建セ第〇四〇〇一一号

二 検査済証番号

令和四年十二月一日

川建セ第〇四〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字小茂田字鍋谷戸百四十一番一、百四十一番二、百四十一番三、百四十二番、百四十三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字小茂田五百六十番地一
株式会社日本製衡所 代表取締役 岩淵智宏